

第2 目標達成のための具体的な取組

施策目標Ⅰ 共生社会の実現に向けた取組の推進

1 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組（14～21 ページ）

- ◆ 広く都民、事業者に対して、障害者差別や合理的配慮等の具体的な事例の紹介などにより、障害者差別解消法の趣旨の普及と障害に関する理解の促進を図っていきます。
- ◆ 平成30年度に施行した「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」に基づき、障害を理由とする差別を解消するための取組を推進していきます。
- ◆ 障害や障害者への理解を進め、互いを思いやる心を育む心のバリアフリーや、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及、様々な障害特性に配慮した情報バリアフリーを進めます。

【主な計画事業】

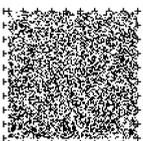
- ・共生社会実現に向けた障害者理解促進事業
- ・公職選挙実施に伴う障害者への配慮
- ・心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援
- ・オリンピック・パラリンピック教育の推進
- ・ヘルプマークの推進
- ・ヘルプカード活用促進事業
- ・点字録音刊行物の作成及び配布
- ・情報バリアフリーに係る充実への支援
- ・盲ろう者支援センター事業
- ・手話のできる都民育成事業
- ・デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業
- ・失語症者向け意思疎通支援モデル事業

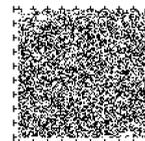
2 スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進（22～28 ページ）

- ◆ 障害のある人が身近な地域でスポーツに親しめるよう、障害者スポーツの振興を図るとともに、障害者の文化芸術活動を推進します。
- ◆ 障害のある人が、生涯にわたり、様々な学習活動やレクリエーションに参加したり、余暇活動を楽しむことができるよう、学習会やボランティア活動参加など、活動の場の確保を行う取組を支援していきます。

【主な計画事業】

- ・障害者スポーツの振興
- ・障害者の文化芸術活動の発表の場提供事業
- ・スポーツ環境整備費補助事業
- ・都立特別支援学校における障害者スポーツの推進
- ・東京スタジアム内の室内施設を活用したパラスポーツ練習拠点の検討
- ・文化芸術関連行事の実施
- ・東京都特別支援学校総合文化祭の実施
- ・文化芸術活動の推進
- ・クリエイティブ・ウェル・プロジェクト





3 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり (29～31 ページ)

- ◆ 障害者を含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。
- ◆ 誰もがまちの中を円滑に移動できるとともに、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる環境整備を進めるため、バリアフリー化を推進していきます。

【主な計画事業】

- ・鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業）
- ・鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホームドア整備促進事業）
- ・だれにも乗り降りしやすいバス整備事業
- ・都営交通の施設・設備の整備
- ・安全で快適な歩道の整備・道路のバリアフリー化
- ・視覚障害者誘導用ブロック等の設置
- ・視覚障害者用信号機・歩行者感应式信号機・エスコートゾーンの設置・改善

施策目標Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり

1 地域におけるサービス提供体制の整備 (35～40 ページ)

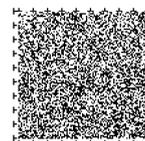
- ◆ 障害者が地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービスの提供体制を整備します。また、障害者の高齢化や、障害の重度化、医療的ケアなど、障害者の状況の変化にも対応できるよう、障害福祉サービスの提供体制の整備を推進します。
- ◆ 「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」により、グループホームや通所施設など地域生活基盤の整備を促進します。
- ◆ 地域で生活する障害者やその家族の状況の変化や緊急事態に対応を図り、障害者が地域での生活を継続できるよう、地域生活支援拠点等の整備を促進するとともに、機能の充実を図ります。

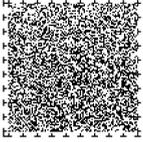
【主な計画事業】 ※3か年プランについては本概要19ページ参照

- ・障害者グループホーム体制強化支援事業
- ・定期借地権の一時金に対する補助
- ・医療連携型グループホーム事業
- ・借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業
- ・短期入所開設準備経費等補助事業
- ・都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業

2 地域生活を支える相談支援体制等の整備 (41～49 ページ)

- ◆ 障害者の自立した日常生活や社会生活を支えるため、相談支援、障害者の権利擁護、地域生活支援事業等の地域の支援体制の整備を進めます。





【主な計画事業】

- ・相談支援従事者研修
- ・精神障害計画相談支援従事者等養成研修事業
- ・障害者虐待防止対策支援事業
- ・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施
- ・福祉サービス総合支援事業
- ・成年後見活用あんしん生活創造事業
- ・福祉サービス第三者評価の普及
- ・指導検査における区市町村との連携

3 入所施設・精神科病院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援

- ◆ 障害者が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するとともに、地域での安定した生活の継続を支援します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行 (50～54 ページ)

入所施設に配置した地域移行促進コーディネーターによる、施設入所者等への働きかけや、施設相互や区市町村、相談支援事業所等との連携体制の構築により、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

地域生活へ移行した重度の障害者等が安心してグループホームで生活するための支援、都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所の取組の促進など、区市町村による地域生活への移行や定着の取組を支援します。

【主な計画事業】

- ・地域移行促進コーディネート事業
- ・地域生活への移行及び定着の支援

(2) 精神科病院からの地域生活への移行 (55～58 ページ)

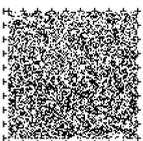
病院と地域との調整を広域的に行うコーディネーターの配置、地域移行・定着支援に関わる人材の育成など、入院中の精神障害者の地域移行やその後の安定した地域生活を支えるための体制整備に取り組みます。

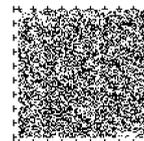
また、入院中の精神障害者が地域生活に対する不安を軽減し、安心して退院を目指すことができるよう、ピアサポート活動を活用した働きかけや、グループホームに併設した専用居室を活用した体験宿泊などを実施します。

精神科医療機関に対し、地域援助事業者との連携の促進や精神保健福祉士の配置による病院内の体制整備への支援を行い、精神障害者の早期退院の支援を進めます。

【主な計画事業】

- ・精神障害者地域移行体制整備支援事業
- ・精神障害者早期退院支援事業
- ・精神保健福祉士配置促進事業
- ・難治性精神疾患地域支援体制整備事業
- ・措置入院者退院後支援体制整備事業





4 障害者の住まいの確保 (59～60 ページ)

都営住宅においては、引き続き、障害者の入居にかかる各種の優遇措置や車いす使用者向け住宅の供給等に取り組みます。

区市町村が、関係団体等とともに居住支援協議会を設立し、障害者など住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援に係る具体的な取組を円滑に実施できるよう、東京都居住支援協議会は、広域的な立場から、区市町村における協議会の設立促進・活動支援や都民への幅広い啓発活動などを行います。

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）や居住サポート事業の確実な実施、障害者施策推進区市町村包括補助事業を活用したグループホームから単身生活への移行の支援などに、区市町村が積極的に取り組むよう促していきます。

【主な計画事業】

- ・障害者向け都営住宅の供給
- ・都営住宅への入居支援
- ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- ・居住支援協議会
- ・障害者単身生活サポート事業

5 保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応 (61～67 ページ)

- ◆ 重症心身障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害、難病など、保健・医療・福祉等の連携が特に必要な障害について、障害特性に応じたきめ細かな支援体制の構築を進めます。

【主な計画事業】

- (重症心身障害児(者))
- ・重症心身障害児在宅療育支援事業
- ・障害者(児)ショートステイ事業(受入促進員配置)
- ・重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業
- ・重症心身障害児通所委託(受入促進員配置)
- (精神障害者)
- ・地域における精神科医療提供体制の整備
- ・依存症対策の推進
- ・精神科救急医療体制の整備
- ・てんかん地域診療連携体制整備事業
- ・地域精神科身体合併症救急連携事業
- (発達障害児(者))
- ・区市町村発達障害者支援体制整備推進事業
- ・発達障害者支援体制整備推進事業
- ・ペアレントメンター養成・派遣事業
- ・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業
- (高次脳機能障害者)
- ・高次脳機能障害支援普及事業
- ・区市町村高次脳機能障害者支援促進事業

